

通達甲(総. 会. 査1)第5号

平成12年3月16日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 警 察 署 長 殿

総 務 部 長

警視庁における収入及び支出に関する事務処理要綱の制定について

〔沿革〕

平成19年3月 通達甲(総. 会. 査1)第2号

21年3月 同第3号

27年3月 同第11号

28年4月 同(総. 会. 査計)第4号

29年3月 同(副監. 総. 企. 組)第6号

令和 元年6月 同(副監. 総. 文. 審)第25号

3年6月 同(総. 会. 査指)第7号

4年3月 同(副監. 総. 企. 組)第5号

6年3月 同(副監. 総. 企. 組)第5号

7年9月 同(副監. 総. 企. 組)第18号改正

このたび、別添のとおり、警察署における収入及び支出に関する事務処理要綱を制定し、平成12年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、警察署における収入及び支出に関する事務手続について（平成5年3月10日通達甲（総. 会. 査2）第3号。）以下「旧通達」という。）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

警察署における収入及び支出に関する事務手続については、東京都会計事務規則（昭和 39 年東京都規則第 88 号）等の定めによるほか、旧通達に基づき運用してきたところであるが、昨今の社会情勢の変化に即応し、警察署における会計事務のより一層の適正化を図ろうとするものである。

第2 制定の要点

警察署における収入及び支出に関する事業執行の意思決定を行う統一的な基本様式を定め、事務の省力化及び合理化を図った。

別添

警視庁における収入及び支出に関する事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、警視庁における収入及び支出に関する事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

警視庁における収入及び支出に関する事務処理については、東京都会計事務規則（昭和 39 年東京都規則第 88 号。以下「会計事務規則」という。）、東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号。以下「契約事務規則」という。）、東京都公安委員会の所掌に係る事項に関する契約の委任等に関する規則（昭和 47 年東京都規則第 114 号の 6）等に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 事案決定

- 1 収入及び支出に関する事業執行の意思決定（以下「事案決定」という。）は、別記様式第 1 により、警察署にあつては会計課長（会計課長の配置のない警察署にあつては副署長又は次長。以下「会計課長」という。）、警察署以外の所属にあつては事業を主管する管理官又はこれに相当する職にある者（以下「担当管理官」という。）から、あらかじめ受けるものとする。ただし、収入及び支出に関する事業が特に重要なものであると会計課長又は担当管理官が認める場合は、当該会計課長又は担当管理官の直近上位の者の事案決定を受けるものとする。
- 2 前 1 の規定にかかわらず、警察署以外の所属において、収入及び支出に関する事業が

次のいずれかに該当するものであって、かつ、別表の事業内容の欄に掲げるものについて起案した場合は、別記様式第1により同表の事業内容及び所属の欄の区分に応じた事案決定権者の欄に掲げる者の事案決定を受けるものとする。

- (1) 買入れ、売払い、賃借、印刷物の製作、修繕（建物及び船舶に係るものを除く。）及び委託（建物の維持管理に係るものを除く。）（以下「買入れ等」という。）
 - (2) 建築工事、土木工事、設備工事その他の工事、修繕（建物及び船舶に係るものに限る。）、委託（建物の維持管理に係るものに限る。）及び船舶の製造（以下「工事等」という。）
- 3 前1又は2による事案決定の文書は、会計事務規則第24条の3第2項、第51条第1項及び第79条第1項第3号に規定する決定文書として使用する。

第4 事案決定番号

- 1 前第3の1又は2による事案決定の文書には、番号を付するものとし、当該番号は、別記様式第2の「事案決定番号簿」により管理するものとする。
- 2 前1の番号は、事案決定に係る収入及び支出についてそれぞれ区分することなく、当該収入及び支出の属する会計年度ごとに1から一連番号により付する。ただし、年間契約及び長期継続契約については変更等を生じない限り同一会計年度内は契約ごとに同一の番号を、前渡金を精算する場合は請求時の番号を用いる。
- 3 会計事務規則及び契約事務規則に規定する様式の文書番号欄には、事案決定番号簿に付した番号を記入する。

第5 特例調定

- 1 事案決定のうち、特例調定に係る調定及び収納については、別記様式第3の「調査決定兼収納確認伝票」（警察手数料等調定・収納管理システムに調定及び収納に関する情報が登録されているものについては、別記様式第4の「調査決定兼収納確認帳票」）を作成し、調査決定を行うものとする。
- 2 前1の調査決定は、警察署にあっては当該調査決定に係る事業を主管する課長が、警察署以外の所属にあっては担当管理官が行うものとする。

別表

警察署以外の所属における買入れ等及び工事等に係る事案決定権者

事業内容	所属	事案決定権者
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年東京都条例第14号）に定める契約又は財産の取得若しくは処分	警察署以外の所属	警視総監
1 契約目途額が6,000万円以上の買入れ等 2 契約目途額が3億5,000万円以上の工事等	警視庁本部の課及び部の附置機関	主管部長
	警視庁警察学校	学校長
	方面本部	本部長
	警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部	本部長
	警視庁サイバーセキュリティ対策本部	本部長
1 契約目途額が300万円以上6,000万円未満の買入れ等 2 契約目途額が800万円以上3億5,000万円未満の工事等	警視庁本部の課及び部の附置機関	所属長
	警視庁警察学校	庶務部長
	方面本部	副本部長（第一方面本部にあっては総合調整を担当する副本部長）
	警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部	参事官
	警視庁サイバーセキュリティ対策本部	副本部長

注 長期継続を締結することができる契約を定める条例（平成18年東京都条例第22号）第1条の規定が適用される事業にあっては、月額に12を乗じて得た額又は年額を契約目途額とする。

別記様式第 1

事案決定番号			施	行	年	月	日				
件 名			決	定	年	月	日				
			施	行	予	定	年	月	日		
			起	案	年	月	日				
			収	受	年	月	日				
決 裁 欄	署	長	副	署	長	課	長	課	長	代	理
起	起 案 者 事務担当者										
案	電話										

注 1 本様式には、内訳等を添付することができる。
2 決裁欄は、必要により変更することができる。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 2

事案決定番号簿

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3

調査決定兼収納確認伝票 年 月 日					
下記金額を調査決定いたしたい。					
年度		事業主管課長		事業主管課	
科 目				調 査	
				照 合	
				会計厚生係	
種目	単価	件数	調定額	収納額	取 納 未済額
計					
備 考	納入通知書原符番号				
	払込月日 月 日				
	納付番号				収 納 確 認
					会計責任者

注 事業主管課長欄及び会計厚生係欄は、必要により変更
することができる。

備考 用紙の大きさは 縦18.1センチメートル、横8.9
センチメートルとする。

下記金額を調査決定いたしたい。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。